

訪問看護ステーション重要事項説明書（介護保険・介護予防）

1 介護予防訪問看護・訪問看護を提供する事業者

事業者名称	医療法人 あかね会
代表者氏名	土谷 治子
本社所在地	広島市中区中島町 3 番 30 号

2 利用者へサービス提供を担当する事業所

事業所名称	土谷訪問看護ステーション中島
指定事業所番号	3 4 6 0 1 9 0 1 4 7
事業所所在地	広島市中区中島町 3 番 30 号
連絡先	TEL 0 8 2 - 5 4 4 - 2 7 8 9 FAX 0 8 2 - 5 4 4 - 2 7 9 0
管理者	藤井本 景子
通常の事業実地地域	広島市中区・南区（島しょ部は除く）・東区・西区・安佐南区

3 事業の目的及び運営方針

事業の目的	介護保険法に基づく訪問看護事業であり、在宅の寝たきり老人等が住み慣れた地域社会や家庭において安心して生活出来るよう、療養上の世話、診療補助を行う等の介助に重点をおいた介護サービスを安定的に提供すると共に、市町村や他の保健・医療・福祉との連携を図り、快適に在宅療養が継続出来るように支援します。
運営方針	家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持の回復を目指します。地域との結びつきを重視し、市町村や他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努めます。

4 事業所窓口の営業日（訪問）及び営業（訪問）時間

営業日（訪問日）	月曜日～土曜日（但し、国民の祝日・8月14日～15日・12月29日～1月3日を除く）
営業時間	8時30分～17時30分（電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。）
訪問時間	9時～17時

5 事業所の職員体制

職種	職員名	人員数
管理者	藤井本 景子	1 名
看護師		5 名
理学療法士		2 名
作業療法士		1 名

6 提供するサービスの内容

健康相談	健康チェック（血圧・体温・呼吸・脈拍など）と助言
日常生活のケア	清潔ケア（清拭・洗髪等）、床ずれのケア、食事・排泄の介助
家族の介護相談	あらゆる病状介護・日常生活に関する相談、家族の精神的支援
認知症のケアと相談	事故防止、生活のリズムのとりかた、生きがい作り
在宅訪問 リハビリテーション	身体機能の維持および向上（関節可動域運動、筋力強化運動、歩行練習など） 日常生活の訓練（食事、排泄、移動、入浴、歩行など）、体位の工夫 ※看護師の代わりに理学療法士等が訪問しリハビリを実施します。 また、看護師が定期的に適切な評価を行います。 （初回訪問・少なくとも概ね3カ月に1回）
家屋改造の指導	住宅改造時の相談（居室・廊下・居間・台所・浴室・洗面所・トイレ・階段・玄関・庭など）

7 利用料・その他の費用

【訪問看護費】 基本的に利用料の1～3割負担になります。 ≪1単位 = 10.70円≫

※ 公費負担制度（被爆者健康手帳・特定疾患・重度医療・生活保護等）が利用できます。

訪問看護サービス区分	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
介護予防訪問看護	303 単位	451 単位	794 単位	1,090 単位
訪問看護	314 単位	471 単位	823 単位	1,128 単位
リハビリサービス区分 1 回 20 分：週 6 回まで	1 回 20 分	2 回 40 分	3 回 60 分	
介護予防訪問看護	284 単位	568 単位		
訪問看護	294 単位	588 単位	795 単位	
サービス提供体制強化加算	サービス利用 1 回につき 6 単位			

※1 リハビリサービスは、事業所の前年度リハビリ総訪問数が看護総訪問数を超過していた場合、

1回につき8単位減算

※2 リハビリサービス介護予防看護は利用開始日の属する月から12月を超えた場合、1回につき5単位減算

※1 該当事業所は1回につき15単位減算

【各種加算】

緊急時訪問看護加算 (Ⅰ) 600単位	利用者又はその家族から、電話などにより看護に関する意見を求められた場合に、常時対応が出来る体制に関する加算 緊急時における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている
特別管理加算 (Ⅰ) 500単位 (Ⅱ) 250単位	医療器具等の使用者等に対する特別な管理に関する加算
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）に訪問を行った場合、所定単位数の25%相当する単位数を加算
深夜加算	深夜（22時～6時）に訪問を行った場合、所定単位数の50%に相当する単位数を加算
長時間訪問看護加算 300単位/回	特別管理加算の対象者に対して、一回の訪問時間が1時間30分を越える訪問を行った場合
複数名訪問加算 30分未満 254単位/回 30分以上 402単位/回	同時に複数の看護師等による訪問を行う必要があった場合
看護・介護職員 連携強化加算 250単位	看護職員が訪問介護員等に対し、たん吸引等に係る計画書・報告書・緊急時の対応等の助言を行い業務の実施状況について確認した場や、安全なサービス提供体制や連携体制確保のための会議に出席した場合
専門管理加算 250単位	緩和・褥瘡・人工肛門及び人工膀胱ケア、特定医療行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
口腔連携強化加算 50単位	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合
初回加算 300単位	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して加算 (退院・退所当日に初回訪問した場合は350単位)
退院時共同指導加算 600単位/回	病院、診療所又は介護老人保健施設より退院または退所するにあたり看護師等が退院時共同指導を行った場合（特別な管理が必要な場合は2回）
ターミナルケア加算 2500単位	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

【その他の費用】

キャンセル料	利用者の容体の急変などやむを得ない場合を除き、訪問前日の17:30までに当事業所まで御連絡ください。連絡がない場合には、1,000円を申し受けます。
--------	--

保険外看護料	30 分毎 4,300 円
超過看護料	規定の訪問看護時間を超えた場合、30 分超過毎に 1,000 円を加算します。
交通費	居宅が通常の事業の実地地域（中区・南区・東区・西区・安佐南区） 以外の場合、実費を請求致します。 但し自動車を使用した場合は路程 1 Km 当たり 30 円を実費として請求致します。
死後の処置	11,000 円となります。

8 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法

利用料、その他の費用の請求	利用料その他の費用は、利用月ごとの合計金額を請求致します。
利用料、その他の費用の支払い	ア 請求月の末日までに、現金払いによりお支払い下さい。 イ 郵便局・銀行(手数料要)もご利用いただけます。ご希望の方はお申し出下さい。 ウ お支払いを確認しましたら必ず領収書をお渡ししますので保管をお願いします。

9 提供予定の訪問看護の内容と料金

曜日	時間	内容

1 ヶ月あたりの利用者負担額

利用者負担金額の目安	円 ; 交通費 円
------------	-----------

ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。

実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況等により変動します。

この見積もりの有効期間は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

10 個人情報保護

- 1) 事業者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者にもらすことはありません。
- 2) あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

11 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 サービス提供に関する相談・苦情

営業時間内の窓口 8:30~17:30	土谷訪問看護ステーション中島 TEL 082-544-2789 FAX 082-544-2790
管理者	藤井本 景子
対応	次ページ「相談・苦情処理の対応について」のとおり

13 事故発生時の対応

1. 事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
3. 利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。尚、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。
【三井住友海上火災保険株式会社 訪問看護事業者賠償責任保険】

利用者からの相談・苦情処理・虐待等トラブル発生時の対応について

事業所・施設名	土谷訪問看護ステーション中島
申請するサービス種類	介護予防訪問看護・訪問看護

措置の概要

1 利用者からの相談・苦情・虐待等トラブル発生時に対する常設の窓口(連絡先)、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置

窓口・・・土谷訪問看護ステーション中島

〒730-8655 広島市中区中島町3番30号

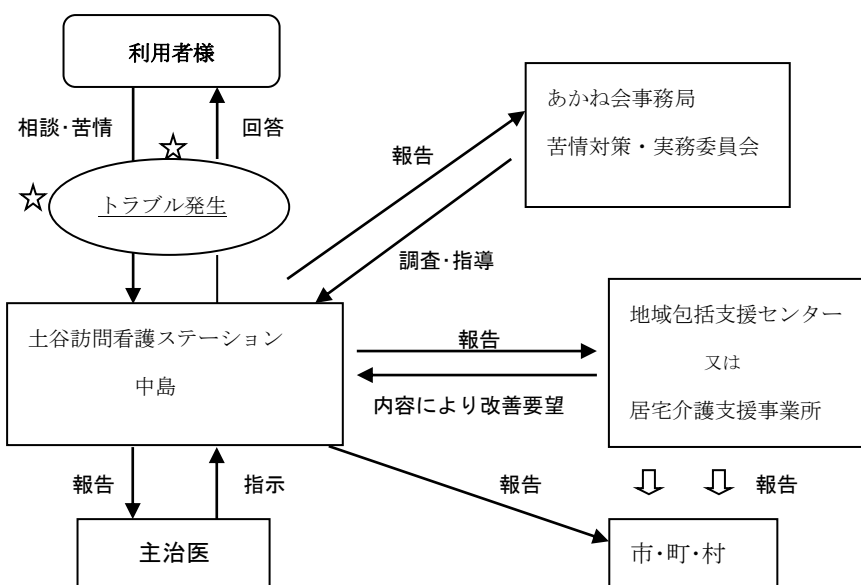
苦情解決責任者 在宅事業部部長 増本 孝宣

苦情受付担当者 管理者 藤井本 景子

TEL 082-544-2789

FAX 082-544-2790

2 円滑かつ迅速に相談・苦情・虐待等トラブル処理を行うための処理体制・手順



苦情受付機関

広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783

広島市役所介護保険課 082-504-2183

中区厚生部福祉課高齢介護係 082-504-2478

3 相談・苦情・虐待等トラブル発生時の対応方針等

利用者の相談・苦情内容を確認し管理者に報告。

指示を仰ぎ、緊急対応すると同時にあかね会事務局 苦情対策・実務委員会、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に報告する。(相談・苦情内容を伝える)

それを受けて、土谷訪問看護ステーション佐伯と地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員とで合同会議を行い今後の改善及び対策を立てる。(場合によっては利用者の家族も参加していただく)

以上で得た対策を利用者に伝える。

利用者の了解を取りサービスを再開始、また了解が得られない場合は、利用者又は家族も参加していただき再度会議にて検討を行う。最終的に行政へ報告する。